

## 安城市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、民有地の緑化及び市民参加で実施する緑化活動の経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。
- (2) 緑化面積 敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。
- (3) 樹木等 樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 緑の街並み推進事業 市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落において民有地の建物又は敷地（以下「敷地等」という。）の緑化を進める事業で、次の要件を満たすもの
  - ア 緑化面積が80平方メートル以上（生垣については、延長が50メートル以上）であること。
  - イ 緑化施設評価認定表（別表第1）による評価基準を満たすものであること。
  - ウ 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。
  - エ 設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と補助申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの実決めがなされている場合は、この限りでない。
  - オ 補助申請者が緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

カ プランター等敷地等に定着せず、移動可能なものを使用していないこと。

(2) 市民参加緑づくり事業 市民団体等が市内の公有地において市民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動又は体験学習を実施する事業で、次の要件を満たすもの

ア 参加者が延べ100人以上であること。

イ 営利を主たる目的としないこと。

ウ 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。

エ 授業料、参加料、入場料等を徴収する場合は、料金が社会通念上低廉な額であること。

オ 事業を実施する市民団体等（以下この項において「事業実施団体」という。）の構成員が自主的かつ主体的に取り組むこと。

カ 事業実施団体が補助金の交付目的に合致する活動実績又は計画を有していること。

キ 事業実施団体の規約等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員の氏名並びに会計経理の方法が明記されていること。

ク 事業を実施する敷地の管理者の承諾を得ていること。

ケ 事業実施団体が事業により施工された緑化施設を適正に維持管理をすること。

2 前項の事業は、第7条に規定する補助金の交付決定の通知日以後に着手し、かつ、当該年度の3月中旬までに実績報告の手続が完了するものでなければならない。

3 この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における緑化又は他の補助金の交付を受ける緑化事業は、対象としない。

4 古木・銘木等の樹木単価又は大径木の運搬・植付等の植栽費用が極めて高額なものは、対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条の事業を行う予定であるものであって、市税の滞納をしていないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
  - (2) 事業計画書
  - (3) 事業内容を表した図面、着手前写真等
  - (4) 事業に要する経費の見積書
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは補助金の交付を決定し、規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) あいち森と緑づくり税を活用した事業により実施した旨を示す事業表示看板(別記様式)を事業実施箇所に設置すること。
- (2) 事業が完了した後においても、責任をもって当該緑化施設を適正に維持管理すること。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の内容を変更する場合(廃止し、又は中止する場合を含む。)は、直ちに規則第7条に規定する補助事業等計画変更申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の事業内容を表した図面等
  - (2) 変更後の事業に要する経費の見積書
- (実績報告及び交付請求)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、遅滞なく規則第8条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業に要した経費の領収書の写し
- (3) 事業実施中及び完了後の写真

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第9条に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、補助事業者が規則第10条第1項の規定に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第12条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 市長は、補助事業者が承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、規則第12条第2項の規定によりその交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化施設評価認定表

項目	評価基準
公開性	緑化施設が一般に開放されていること。
	緑化施設が公道に接していること、又は誰でも眺望できること。
植栽率	緑化面積のうち樹木等の占める面積が60パーセント以上あること。
高中木植栽	高中木による植栽の面積が、緑化面積の25パーセント以上あること。
生垣設置	植栽の延長すべて公道に面していること。
	1メートル当たり2本以上植栽していること。

備考 各項目について、評価基準の少なくとも1つに該当すること。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める規定を満たすものとする。

- (1) 屋上緑化又は壁面緑化の申請の場合 高中木植栽の項目を除く各項目について、評価基準の少なくとも1つに該当すること。
- (2) 生垣設置のみの申請の場合 生垣設置の項目に定める評価基準のすべてに該当すること。

別表第2（第5条関係）

事業区分	対象経費	補助金交付額
緑の街並み推進事業	<p>屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費用のうち、植栽、植栽基盤、灌水施設及び園路整備に係る費用並びに生垣設置に係る工事費用。ただし、植栽については、植栽した固体の生育期間が2年を見込めないものは、対象としない。</p>	<p>1 補助金の交付額は、対象経費の2分の1の額とし、次の条件の範囲内とする。</p> <p>(1) 屋上緑化、壁面緑化及び空地緑化は、緑化面積に1㎡当たり3万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 駐車場緑化は、緑化面積に1㎡当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>(3) 生垣設置は、生垣の延長に1m当たり5千円を乗じて得た額</p> <p>2 補助金の交付額は、500万円を上限とする。</p> <p>3 補助金の交付額が10万円未満の場合は、交付しない。</p>
市民参加緑づくり事業	<p>工事費、役務費、委託料、報償費、旅費、使用料、需用費等。ただし、食糧費、交際費、接待費、団体運営費その他市長が補助事業の実施に必要なと認める経費は、対象としない。</p>	<p>1 補助金の交付額は、300万円を上限とする。</p> <p>2 補助金の交付額が10万円未満の場合は、交付しない。</p>

※工事費については、工事の完遂に当たり高度な専門知識、技能又は資格を必要とすること、危険な作業を伴うこと等により、一般市民による施工が困難なものを対象とする。

※役務費については、工事費と同様に一般市民によることが困難なものを対象とする。

※委託料についても、工事費と同様に一般市民によることが困難なものを対象とする

別記様式（第6条関係）

事業表示看板

あいち森と緑づくり税を財源とする  
「緑の街並み推進事業」により、〇〇  
の緑化整備を行いました。

平成 年 月

申請者

- 備考 1 大きさは、日本工業規格A4以上とする。
- 2 材質は、耐候性及び耐久性に富み、かつ、容易に破損しないものとする。